

平成31年度(2019年度)
串間市未来を拓くまちなか創生・ひとづくり事業

【まちなか創生事業補助金 募集要項】

「まちなかの道の駅」整備にあわせて、串間市中心市街地の活性化、交流人口の増加を図るための「まちなか創生事業補助金」の交付を希望する事業者を募集します。

- ◇申請期間 平成31年4月22日～平成31年7月31日
※事前相談が必要となります。
- ◇受付場所 串間市役所商工観光スポーツランド推進課
住所：〒888-8555 串間市大字西方5550番地
電話：0987-72-1111

平成31年4月

串間市商工観光スポーツランド推進課



◇事業の目的（趣旨）

串間市の中心市街地活性化に取り組み、交流人口の増加を図ることで市内経済活性化を実現することを目的とした事業です。「まちなかの道の駅」整備とともに隣接する仲町商店街の再生に向けて、新たな事業者を呼び込むと同時に、既存の事業者の販売力強化を支援するために「まちなか創生事業補助金」を設置しました。

◇補助対象者

1. 次のいずれかに該当するものについて、補助対象者とします。
 - (1) 対象エリア内開業希望者（令和3年2月末日までに開業する者に限定）
 - (2) 対象エリア内既存事業者

※市内、市外、個人、法人（中小企業者）を問いません。

※複数の法人等で構成されるグループも補助対象者としますが、代表者を明らかにすること及びグループを構成する法人等が単独での申請はできないこととします。

2. 補助対象者は、次の要件を満たすものとします。
 - (1) 仲町商店街の活性化に関する事業等に積極的に関わる意欲があること。
 - (2) 原則として週5日以上、1日3時間以上営業し、かつ通年営業すること。
 - (3) 補助金最終受領年度から5年以上継続して営業を行う見込みがあること。
 - (4) 市税等を滞納していない者であること。
 - (5) 串間市の公共料金等（使用料、負担金等）を滞納していない者であること。
 - (6) 仲町商店会等の会員になること。
 - (7) 開業希望者は、串間商工会議所が実施する創業塾を受講すること。
 - (8) 事業に必要な許認可を開業までに取得していること。
 - (9) 市外から申請する補助対象者（個人）は、市民1名以上の雇用又は串間市民として居住すること。（実績報告時に住民票にて確認）
 - (10) 市外から申請する補助対象者（法人、法人等で構成されるグループ）は、市民1名以上の雇用又は代表者が串間市民として居住すること。（実績報告時に住民票にて確認）
 - (11) 補助金の交付申請をする年度内に空店舗等の所有、賃借等使用権限を有する見込みがあること。

3. 補助対象者が、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象外となります。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同法律第2条第6号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う事業者
 - (2) 会社更生法、民事再生法に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者
 - (3) 空店舗等の所有者と生計をともにしている者、又は、2親等以内の親族である者
 - (4) 市長が不相当と認める事業者

◇対象エリア

旧吉松家住宅周辺（仲町通）道路沿い及び市民広場整備予定地周辺道路沿いとします。



◇補助内容

次に掲げる補助対象経費の一部について下記の通り補助を受けることができます。

- ◆補助対象期間 補助金交付決定日～令和2年（2020年）3月10日
- ◆補助限度額 80万円
- ◆①～⑥のうち、2項目以上に取り組むことが必須となります。

補助対象項目	補助率	補助限度額
①外観改修 【上限50万円】	65%	80万円
②店舗賃借料 【上限4万円/月】		
③広告PR		
④商品開発		
⑤資格取得		
⑥販売促進		

※記載している店舗とは、店舗、事務所等事業所のことをいいます。

※補助対象経費は、補助対象期間中に発生し、支払が完了する経費が対象となります。

※使用目的が、本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費が対象となります。

※証拠資料等によって支払金額が確認できる経費が対象となります。

※補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、一部、補助の対象外になります。

※補助対象経費に該当する経費であっても、本市の他の補助金、国庫補助金等本市以外の補助金又は助成金等の適用を受けた場合は、補助対象外になります。

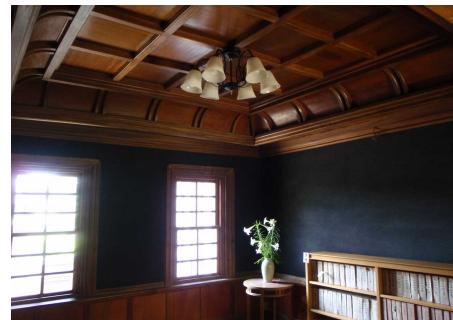
補助対象項目	補助対象経費	対象となる経費の例	対象とならない経費の例
①外観改修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定後の工事が対象 ・ ファサード（建物正面）部分の改修費用 ・ 20万円以上の工事であること。（原材料費を含む。） ・ 市内の施工業者を活用すること。 ・ 景観統一に向けた市からの指示に従うこと。★確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外装工事（ファサード部分のみ） ・ 窓ガラス、扉交換 ・ 看板設置、看板改修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外装工事（店舗側面・屋根・住宅部分） ・ 内装工事 ・ 電気工事 ・ 給排水工事 ・ 空調設備 ・ 駐車場整備 ・ 外装工事等対象経費に係る消費税及び地方消費税
②店舗賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付決定日の属する月の翌月分の賃借料から対象 ・ 店舗兼住宅の場合は、床面積に応じて按分して賃借料を算出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗賃借料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷金 ・ 礼金 ・ 保証金 ・ 仲介手数料 ・ 駐車場賃借料
③広告PR	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗又は商品・サービスのPRに必要な費用 ・ Wi-Fi環境整備に必要な費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ（リニューアル含む。）製作費 ・ チラシ、パンフレット、ポスター、ショップカード製作費 ・ 新聞、雑誌、インターネット広告費 ・ ルーター等の購入費 ・ 設備工事費等初期導入費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作成済パンフレット等の増刷費 ・ 既存の広告費 ・ 会社案内のみのパンフレット製作費 ・ パソコン等備品購入費 ・ Wi-Fi環境整備後の維持管理費（通信費、修繕費等） ・ Wi-Fi環境整備に必要な費用に係る消費税及び地方消費税
④商品開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品、サービス、キャラクター、包装パッケージ、店舗バッグ等の試作開発費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試作開発用の原材料費 ・ パッケージデザインやネーミング等製作費 ・ 専門家相談費（謝金） ・ 専門家相談旅費（宿泊費、交通費のみ。食糧費、ガソリン代は除く。以下同じ。） ・ 品質調査費 ・ 商標登録に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売決定された商品等の生産調達費 ・ パソコン等備品購入費
⑤資格取得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開業又は販売強化に必要な資格取得に必要な費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修、講習会参加費（受講料、旅費） ・ 試験等受験料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務と無関係の研修・講習会参加費、資格受験料 ・ パソコン等備品購入費

<p>⑥販売促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商品のプロモーション活動に必要な費用 ・展示会又は商談会への参加に必要な費用 ・キャッシュレス決済端末機の整備に必要な費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・POP、のぼり等販促グッズ製作費 ・展示会等出展費（出展料、備品リース料、運送費、展示会等出展日スタッフ謝礼等） ・ICクレジットカード決済端末機（新品）・暗証番号入力用キーパッド（新品） ・電子マネー決済用リーダーライター（新品）等 ・設備工事費等の初期導入費 	<ul style="list-style-type: none"> ・制作済の販促グッズの増版費 ・パソコン等備品購入費 ・キャッシュレス決済端末機（中古品） ・キャッシュレス決済端末機（リース） ・キャッシュレス決済端末機の整備に必要な費用に係る消費税及び地方消費税
--------------	--	--	--

※例示以外の費用に係る対象経費の可否については、必要に応じて協議します。

★【参考】統一感のある景観づくりについて

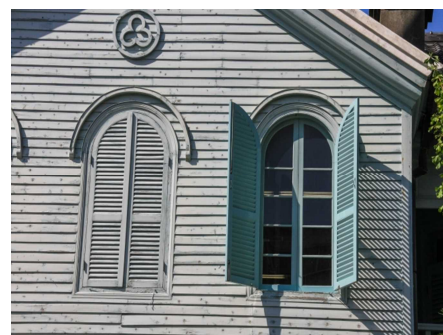
串間市では、地域の魅力を高めていくために統一感のある景観形成は有用であることから、旧吉松家住宅に代表される歴史・文化環境と融合した景観づくりを図ります。統一感のある雰囲気づくりを行うためには、地域住民の意識・知識の向上や協力が不可欠であることから、地域住民も含めた取り組みを図ります。（出典：串間市中心市街地まちづくり基本計画）



対象エリアのシンボルである国指定重要文化財「旧吉松家住宅」は、明治から昭和時代にかけて串間の政治経済に大きく貢献した吉松氏によって大正年間に建築されました。そこで、旧吉松家住宅が建築された時代と重なる大正ロマン・大正モダンなまちなみの実現に向けた景観づくりに取り組みます。

※「大正ロマン」「大正モダン」とは・・・

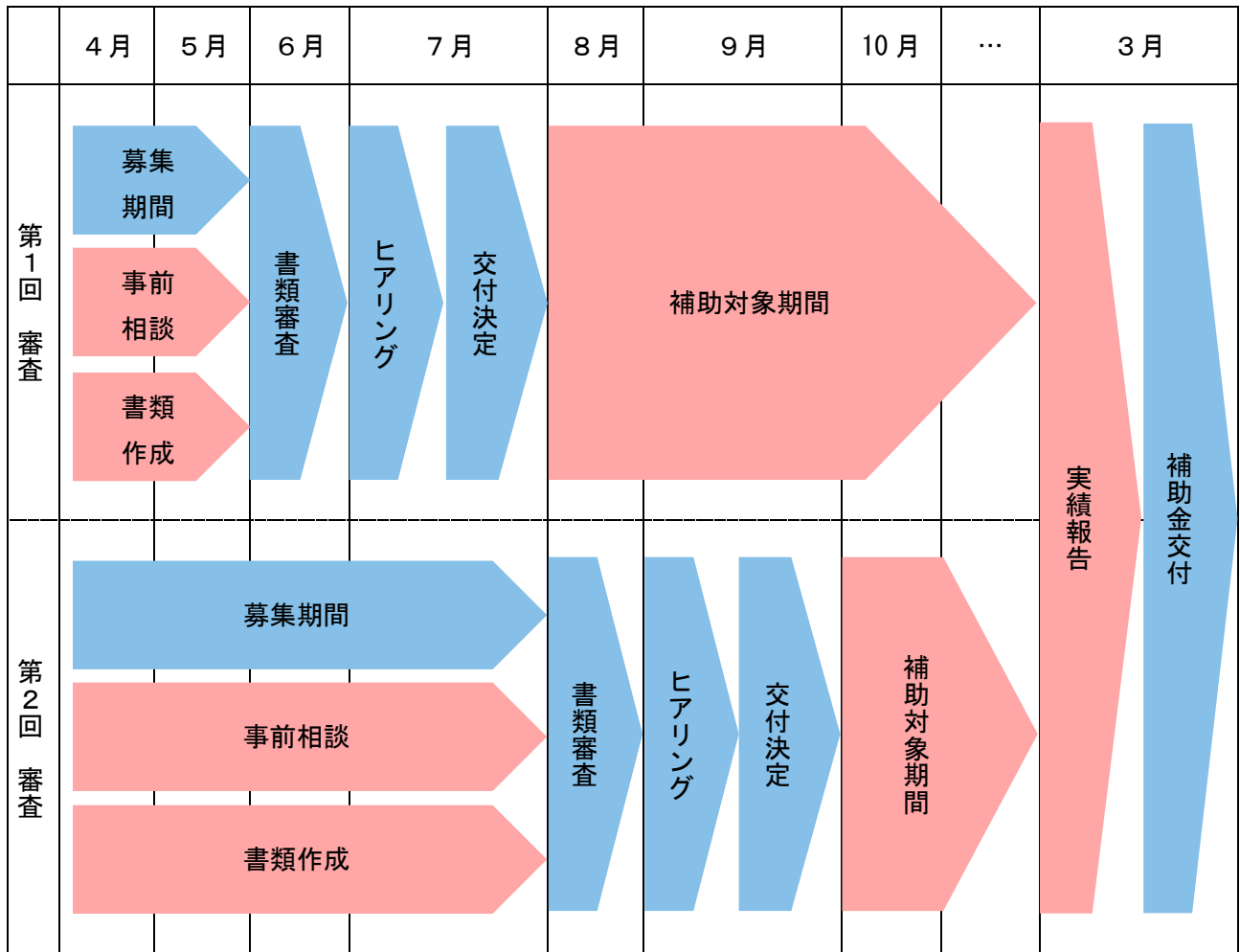
伝統と近代化が織り交ざった大正時代独特の雰囲気を表す言葉
伝統的な日本家屋に西洋文化が混ざり合ったスタイル



◇申請の手続き

1. 事業の流れ

- ◆事前相談開始 4月22日
- ◆申請書提出締切
 - 第1回 5月末日
 - 第2回 7月末日
- ◆ヒアリング
 - 第1回 7月初旬 ※時期は前後する可能性があります。
 - 第2回 9月下旬 ※時期は前後する可能性があります。
- ◆実績報告提出締切 3月10日



※第1回審査において決定された補助金額が、予算全額に達した場合は、第2回審査は実施しません。

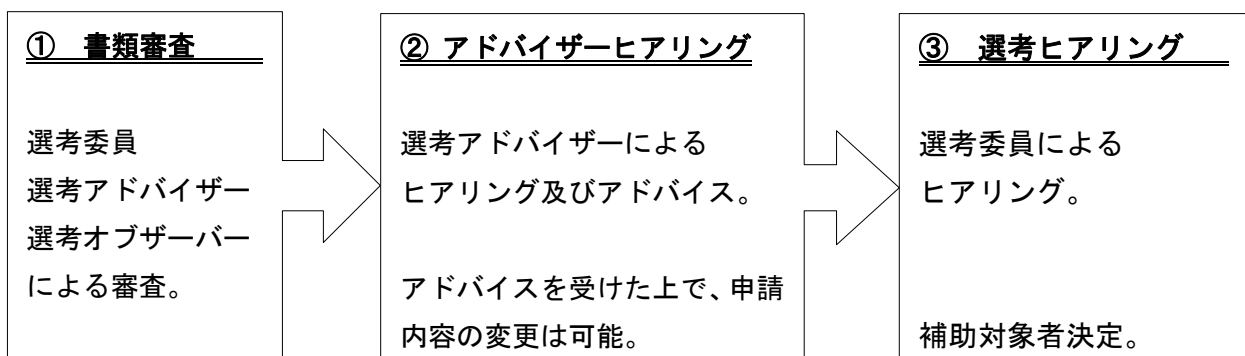
◇審査方法

補助対象者については、申請の受付順ではなく、書類審査及びヒアリングにて、内容を審査の上、決定します。

書類審査及びヒアリングは、串間市店舗等事業候補者選考委員会が行います。

選考委員会では、補助対象者選考にあたり、有識者からなる選考アドバイザー及び地域関係者からなる選考オブザーバーから意見を聴取することとしています。

- ◆選考委員（５名）：副市長を委員長とした行政職員
- ◆選考アドバイザー（３名）：大学関係者、金融機関関係者、中小企業診断士
- ◆選考オブザーバー（５名）：地域経済団体等関係者



◇申請書類

以下の申請書類等を商工観光スポーツランド推進課までご持参ください。（郵送不可。手書不可。）必要に応じて、追加書類をお願いする場合があります。

- ◆申請期間 第1回 平成31年4月22日～平成31年5月31日
- 第2回 平成31年4月22日～平成31年7月31日

◆申請にあたっては、事前相談が必要です。

- (1) まちなか創生事業補助金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 事業計画書（別記様式第2号）
- (3) 補助対象経費の内訳がわかる書類（見積書の写し等）
- (4) 住民票の写し（個人の場合） ※法人の場合は代表者の住民票の写し。
登記事項証明書（法人の場合）・定款又は規約等の写し（法人以外の団体の場合）
- (5) 許認可その他法律に基づく資格を証明する書類の写し
- (6) 現在経営している店舗の経営状況がわかる書類（決算書等） ※該当者のみ
- (7) 誓約書（別記様式第3号）
- (8) 市税等の滞納がないことを証する書類
- (9) 空店舗等売買（賃貸借）仮契約書の写し又は空店舗等所有者との売買（賃貸借）
の意思がわかる同意書（空店舗等の所有者を証する書類添付） ※該当者のみ
- (10) その他市長が必要と認める書類

※（4）（8）については、市外申請者の場合、現在住地において証する書類

◆現地確認については、事前相談にて協議します。

◇注意事項

1. 補助金対象となる経費の発注・契約・支出は、補助金交付後が対象となります。
(申請時点では仮契約又は見積書の取得程度にとどめてください。)
2. 補助金の交付は、実績報告書の内容を確認した上で確定します。
(実績報告が確認できない場合は、交付決定を受けていても補助金が受け取れなくなります。)
3. 申請内容を変更する際には、事前に市の承認を受ける必要があります。
4. 補助事業終了後から3年間、本事業に取り組んだ成果として、売上高等を報告する必要があります。(任意様式)
5. 補助事業に関する書類、帳簿及び証拠書類について、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間は保存する必要があります。
6. 選考アドバイザー及び選考オブザーバーの指導助言を受ける場合があります。
7. 提出いただいた申請書類等は返却しません。
8. 補助金最終受領年度から5年未満で事業を休止、中止又は廃止する場合、また、申請内容に虚偽があった場合等は、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

◇申請・問い合わせ先

串間市商工観光スポーツランド推進課 商工係
住 所：〒888-8555 串間市大字西方 5550 番地
電 話：0987-72-1111 (内線 267)
E-mail：syoko2@city.kushima.lg.jp